

2014年（平成26年）7月30日

株式会社ベルカディア

代表取締役 辰野 勇 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省 吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕もてぎ司法書士事務所

司法書士 茂木 昌子

TEL : 078 - 371 - 1721

FAX : 078 - 371 - 1712

申 入 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当法人」といいます。）は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、消費者契約法第12条第1項、同条第3項に基づいて、本申入書記載のとおり、申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、平成26年8月31日までに文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

既にご承知のこととは存じますが、適格消費者団体には、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為（不当な勧誘、不当な契約条項の使用）に対する差止請求権が認められており（消費者契約法第12条）、差止請求に係る訴えを提起する権限もあります。貴社の誠実・真摯な対応を期待いたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

当法人は、貴社に対し、次のことを求めます。

- 1 消費者との間で、下記「同意書」記載の契約条項（以下、「本件条項」と言います。）を含む契約を締結しないこと。

同 意 書

私は M.O.C.のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。

参加者自署

（※M.O.C.とは、モンベル・アウトドア・チャレンジの略称である。）

- 2 貴社と募集型企画旅行契約を締結した消費者に対し、契約成立後に、本件条項を提示してこれに同意する旨の署名を求めないこと。
- 3 本件条項が不動文字で表示された「イベント参加チケット」と題す

る印刷物を廃棄すること。

第2 申入れの理由

1 旅行業者が本来負担する安全確保義務について

貴社は、株式会社モンベルのグループ会社として、「モンベル・アウトドア・チャレンジ (M.O.C.) ツアー」の名称で登山、カヌー、ラフティング、サイクリング等を行う募集型企画旅行を催行しています。

募集型企画旅行契約においては、旅行業者は、旅行者に対し、旅行中の旅行者の生命・身体の安全を確保すべき安全確保義務を負担しており、安全な旅行行程を設定する義務、安全な運送・宿泊等サービス提供機関を選定する義務、添乗員が安全確保のため適切な措置を講ずべき義務等の履行が要求されます。募集型企画旅行契約において、旅行業者は、あらかじめ、みずからの専門知識と経験を駆使して旅行計画を作成し、このような旅行計画の安全性を信頼した旅行者を募集することを営業としているため、専門家として予想される危険を回避するべく合理的な判断を行い、添乗員等の指示に従って受動的に身体を移動させていくこととなる旅行者の生命・身体の安全を確保すべき契約上の義務があります。

安全確保義務に関しては、台湾バス事故事件判決（東京地裁平成元年6月20日判決・判例時報1341号20頁）、北海道羊蹄山ツアー登山遭難事故判決（札幌地裁平成16年3月17日・裁判所ホームページ）など、多数の裁判例があります。

特に、登山を目的とする募集型企画旅行契約（いわゆるツアー登山）においては、少数のガイドが多数の旅行者を引率して登山を行うこと、旅行者はいうまでもなくガイドについても登山経験や技術が十分でないこともあること、営業として催行されるため往々にして安全より

も旅程の完遂が優先されがちであることといった原因から、過去幾多の死亡事故が生じてきた経緯があり、ツアー登山については、特に安全確保義務の厳格な履行が求められているものです。

この点、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会の作成にかかる「ツアー登山運行ガイドライン」においては、企画立案段階においてコース内容を十分に把握すること、引率者の技量及び経験度合いを確認し管理監督すること、危急時対応として登山届を提出し連絡方法を確保すること等、ツアー登山の安全確保について旅行業者がとるべき具体的措置内容が指摘されており、旅行業者において、これらの措置をとることを怠った場合には、安全確保義務違反による損害賠償責任を負わなければなりません。

本件条項は、以上のような契約法理及び判例並びに旅行業における実務上の取扱いに、真っ向から反するものです。

2 本件条項の不意打ち性について

本件条項は、貴社の約款、パンフレット、旅行条件書、貴社のホームページのいずれにも記載されておらず、貴社との間で企画旅行契約を締結した旅行者は、旅行出発日の一週間程度前に貴社から送付されて来る「イベント参加チケット」によって、初めて本件条項の内容を知ることになります。

貴社においては、「イベント参加チケット」に表示された別紙「同意書」に旅行者が自署しない場合には、集合時刻に集合場所に来た旅行者であっても、旅行に参加させないばかりか、旅行開始日当日のキャンセルとして旅行代金の50%の取消料を請求する取扱いをする旨、説明しているとの情報を得ております。

あらかじめ休暇を取得する等して旅行日程を調整して貴社と企画旅行契約を締結した旅行者としては、旅行の楽しみをあきらめ、しか

も取消料を負担させられることは、受け入れがたく、事実上、別紙「同意書」に自署することを強要されることとなります。そして、一旦、別紙「同意書」に自署した旅行者は、本件条項が有効であると信じてしまい、貴社に対する正当な法的主張を断念する事態が生じかねません。

貴社は、一旦、貴社が使用している標準旅行業約款の条項にしたがって募集型企画旅行契約が成立した後、旅行者に対し、不意打ち的に本件条項への同意を求め契約内容の事後的変更を事実上強要しているものであって、本件条項は、その内容が不当であるばかりでなく、その締結過程も著しく不当であると言わざるを得ません。

3 本件条項の消費者契約法との抵触

(1) 消費者契約法第8条に該当すること

本件条項は、消費者契約法第8条第1号所定の事業者の債務不履行責任の全部を免除する条項、及び、同条第3号所定の事業者の不法行為責任の全部を免除する条項に該当します。

(2) 消費者契約法第10条に該当すること

本件条項は、募集型企画旅行契約において、本来的に認められる安全確保義務を免除する条項であるため、消費者契約法第10条前段の「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規程の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し」ているとの要件を満たすとともに、その免責が生命・身体の侵害による損害賠償責任に関するものを含んでおり、しかも全部免責を定めていることから、消費者契約法第10条後段の「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」との要件を満たすものです。

したがって、本件条項は、消費者契約法第10条所定の条項に該当します。

(3) 消費者契約法第4条第2項に該当すること

貴社は、募集型企画旅行契約の締結について勧誘をするに際し、約款及び旅行条件書においては故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する旨告知しておきながら、後に本件条項を記載した別紙「同意書」への自署を求める取扱いをしていることを告げておらず、旅行者はこのような取扱いを知らないまま貴社との契約に至っているものであり、貴社の行為は、消費者契約法第4条第2項に規定する行為に該当します。

4 旅行業法及びガイドラインにも違反していること

(1) 旅行業法違反

本件条項は、旅行業者の損害賠償責任を全部免責するものですから、旅行者に不利な特約であることは明らかです。そうすると、貴社が使用している標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部の第1条第2項によっても、本件条項は無効です。

しかし、貴社は、ツアー参加者に対して、本件特約条項が無効であることを秘して本件条項への同意を求めており、これは、旅行業法が禁止する「旅行業に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」（旅行業法第13条第1項第2号）に該当します。

また、本件条項は、認可を受けない約款であり、貴社による本件条項の使用は、旅行業法第12条の2第1項に違反するものです。

重要事項の不告知や未認可約款の使用があった場合には、罰金30万円の刑事罰を受ける可能性があるほか（旅行業法第31条第6号、同条第14号）、業務停止・登録の取消し（旅行業法第19条1項1号）、業務改善命令（旅行業法第18条の3）の行政処分を受ける可能性があります。

(2) 業界ガイドラインに違反していること

貴社の加盟する一般社団法人日本旅行業協会の「ツアー登山参加者を募集する広告等について」のガイドラインでは、旅行条件に反映されるべき事項を、参加資格として記載することが要請されています。しかし、本件条項は、前述のとおり、旅行者が参加の可否を検討する上できわめて重要であるにもかかわらず、ホームページや旅行条件書にその内容が記載されておられません。このような貴社の対応は、加盟団体の定めるガイドラインにも反するものです。

5 結語

以上のとおり、本件条項の内容は、消費者契約法第8条1号及び同条第3号並びに消費者契約法第10条に該当するとともに、本件条項の締結過程における貴社の行為は消費者契約法第4条第2項に該当するため、当法人は、消費者契約法第12条第1項及び同条第3項に定められた認定適格消費者団体の差止請求権に基づいて、本件条項の使用の差し止め等を申し入れます。

以 上